

## ガイドラインに替わる名称について

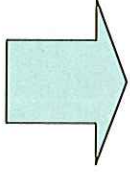
- 一般的な意味(三省堂「大辞林 第二版」より)
- ・ガイドライン……政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。
- ・マニュアル……手引書。取扱(操作)説明書。手順書。
- ・手引き……(1)(手を引いて)力添えをしたり、導いたりすること。また、その人。  
導き。案内。  
(2)初心者を教え導くこと。手ほどき。また、そのための書物など。
- ※手引き書……案内書。入門書。
- ・手順……物事をする順序。段取り。
- ・指針……取るべき態度や進むべき方向を示す方針。
- ・ガイド……(1)案内すること。また、その人。  
(2)手引き。  
(3)指針。目印。

●行政での使用例

「河川占用等許可申請の手引き」、「河川工作物設置の手引き」「公共用財産管理の手引き」など、**行政実務を行う上で参考とする書籍類**は「手引き」を使用している例が多数ある。

●事務局からの提案

現在提示しているガイドライン(原案)は、基本理念や基本方針といった河川敷地の利用における指針(方向性)を内包し、申請を行う上での実務的な手法が記載されている。



したがって、事務局からは

(案一1)河川敷地占用許可申請・審査のガイドラインと手引き

と

(案一2)河川敷地占用許可申請・審査の手引き

を提案いたします。

- ・「河川敷地占用許可申請・審査のガイドラインと手引き」は、指針(方向性)と実務的な手法を含むとする解釈です。
- ・「河川敷地占用許可申請・審査の手引き」は、指針(方向性)も含まれてはいるが、あくまで実務的な手法が主目的であるとの考えに基づきます。

河川保全利用委員会審査表

(凡例)

●:審査選定項目 一:審査選定なし

区分	審査項目	審査細目	説明	備考(審査事例での適用項目)							修正箇所の説明		
				事例1 小沢	事例2 川田	事例3 改修	事例4 分け	事例5 五人	事例6 河川	事例7 連続			
A 基本理念 と基本方針 の検証	A1 基本理念	A11	深川水系全体の考え	申請案件は深川水系全体の考え方である「川でなければいけない利用、川に活かされた利用」に適合するか。	-	-	-	-	○	○	○	深川水系全体の考え方を基本理念としたため削除した。	
		A12	基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	-	-	-	-	○	○	○		
	A2 基本方針	A21	基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	-	-	-	-	○	○	○		
		A22	継続利用申請	基本理念、基本方針に沿っていない、これまでの利用実績を十分に配慮すべき施設か。 継続申請については、基本方針やこれまでの利用実績等を踏まえ、将来的に縮小・廃止などを含んだ申請内容となっているか。 (過去に委員会から意見書が出された施設で、意見書が出された後の継続申請の際に委員会への報告が済み、意見書の内容が反映されている施設は除く。)	-	-	-	-	○	○	○	継続申請時の審査ポイント説明を再整理した。	
B 占用施設 の計画と 設置理由 の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らして妥当か。	●	●	●	●	○	○	○		
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	-	-	-	●	○	○	○		
	B2 代替性	B21	代替可能性	埋内地で代替できない施設であるか。	●	●	●	●	○	○	○		
		B22	代替地調査	埋内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	●	●	●	●	○	○	○		
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、代替地を選定し用地取得を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○		
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び区域周辺道路における利用者、救急者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○		
		B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害・影響(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○		
		B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	-	-	-	●	-	-	-		
	B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる施設・独占的なものではないか。	●	●	●	●	○	○	○		
		B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たか(得るのか)。	-	-	-	●	-	-	-		
	C 占用施設 の利用計画 と利用者 等からの 検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	●	●	●	-	○	○	○	
			C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したが、また、その変化理由はどのようなものであったか。	●	●	●	-	○	○	○	
C13			施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	●	●	●	●	○	○	○		
C14			協調利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管市町村と協議を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○		
C15			維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものであろうか。	●	●	●	●	○	○	○		
C16			施設の修繕・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど)また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	●	●	●	-	○	○	○		
C17			構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	-	-	-	-	○	○	○		
C2 利用者		C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の日内変動、月内変動、年内変動などを把握しているか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	-	-	-	●	○	○	○		
		C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)は定めているか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	●	●	●	●	○	○	○		
C3 利用形態		C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	●	●	●	●	○	○	○		
C4 住民意見 の反映		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	●	●	●	●	○	○	○		
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	●	●	●	●	○	○	○		
		C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	-	-	-	-	○	○	○		
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用者(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	-	-	-	-	○	○	○		
D 環境・治水 ・利水を 考慮した 占用施設 の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現状を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-		
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現状を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)・肥料の使用を禁止しているか。	●	●	●	●	-	-	-		
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現状を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染をまわらないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	-	-	-	-	-	-	-		
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現状と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-		
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現状を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	●	●	●	●	○	○	○		
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現状を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	-	-	-	-	-	-	-		
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現状を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	-	-	-	-	-	-	-		
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	-	-	-	●	-	-	-		
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現状を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-		
		D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現状を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-		
	D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生育・生息環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	●	●	●	●	○	○	○			
	D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	●	●	●	●	○	○	○			
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	-	-	-	●	-	-	-			
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	-	-	-	●	-	-	-			
	D2 治水	D21	治水	治水の事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-		
		D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水支障を生じさせないか。	-	-	-	-	-	○	○		
		D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	-	-	-	-	-	○	○		
			D22-3	構造物撤去	冠水時の治水安全に影響する構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	-	-	-	-	-	○	○	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-			
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既利水者の利水に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-			
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現状を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	●	●	●	●	○	○	○			
	D42	景観変化の把握	占用にともなう景観変化のシミュレーションをおこなっているか。	-	-	-	●	-	-	-			
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	●	●	●	●	○	○	○			
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現状を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-			
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現状を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	●	●	●	●	○	○	○			

\*「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

## 第21回委員会で以下の3案を事務局より提案しました。

### 第A案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて説明書の事前確認を行う。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う。
- (5) 委員会は、審査項目すべての審査を行うために、委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。
- (6) 占用申請者は、委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目について詳細説明要請があった場合には、書面にて回答する。

### 第B案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目の一部を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、審査項目のうち河川管理者が審査を行った項目以外について河川管理者から説明を受け、それ以外の項目の審査を行うために、委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。
- (6) 占用申請者は、委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目について詳細説明要請があった場合には、書面にて回答する。

### 第C案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目すべての審査をし、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、「審査結果一覧表」を基に意見をとりまとめるために委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。

審議の結果、「A案は誰も支持していないので、今の形態での委員会でもよいことは一致しているが、B案、C案のように審査に関わっていくか、それとも審査に関わらずに報告を受けて意見を述べるのが、もう少し詰める必要がある。」との笠委員長のとめがありました。しかし、河川管理者から「今後も河川保全利用委員会へ諮問を行って、意見書の答申をお願いしたい。」との要望があったことから、審査に関わらずに報告を受けて意見を述べるといふ案は審議対象とせず、以下の2案について審議をお願いしたいと思います。

## 第B案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目の一部を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、審査項目のうち河川管理者が審査を行った項目を含めた説明を河川管理者から受け、河川管理者が審査を行った項目については意見を述べ、河川管理者が審査を行った項目以外の項目については審査を行うために、委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。
- (6) 占用申請者は、委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目について詳細説明要請があった場合には、書面にて回答する。

### 【補足】

- ・河川管理者が審査を行う項目の一部とは、審査表の区分B(代替性、安全性、公共性)を想定しています。
- ・審査結果一覧表とは審査表に適否の判断やコメントを記入したものを想定しています。
- ・審査項目の分担を行うことで、スピーディーな審査が期待できます。
- ・河川管理者が審査を行った項目については審査をすることとなります。
- ・(6)は河川管理者からの意見を基に追加しました。

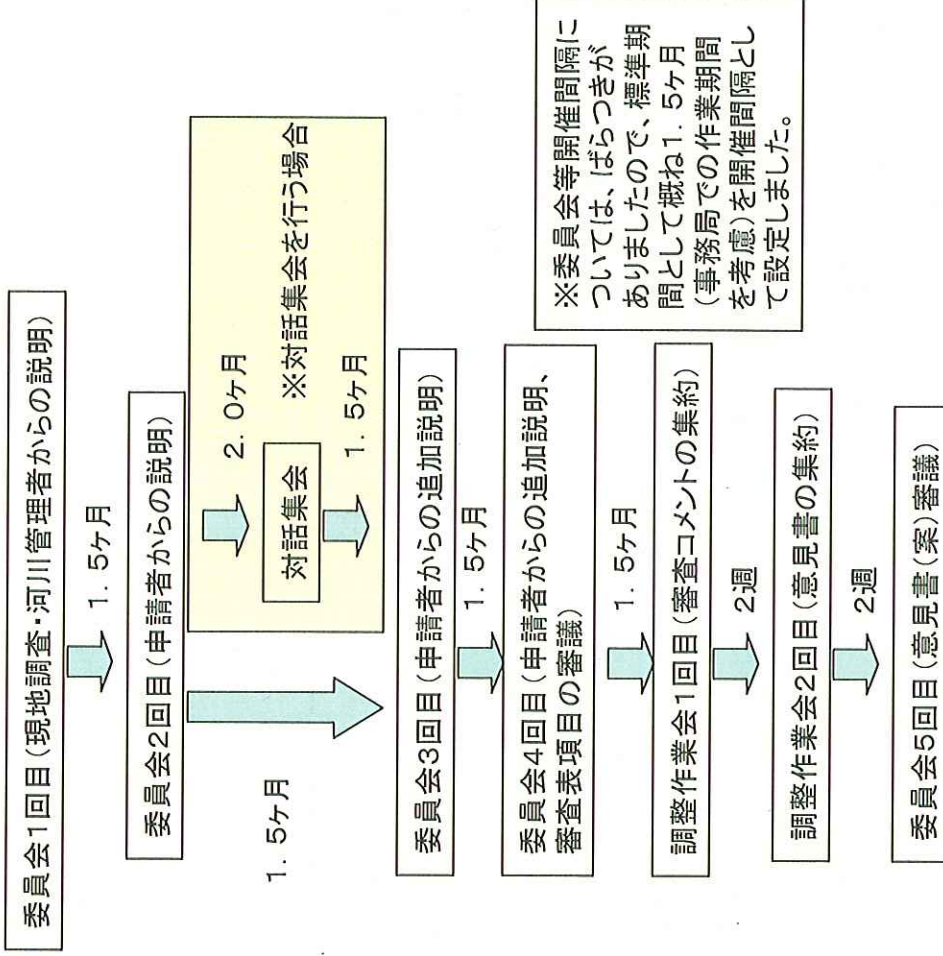
## 第C案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請説明書(以下、「説明書」という。)の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、ガイドラインに基づいて説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに基づいて審査項目すべての審査をし、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に諮問を行う際に、「審査結果一覧表」を添付する。
- (5) 委員会は、「審査結果一覧表」を基に意見をとりまとめるために委員会を開催し、委員会として「意見書」を答申する。

### 【補足】

- ・ガイドラインを制定したメリットを最大限に活かして、よりスピーディーな審査が期待できる案です。

従前の審議実態【所要期間：7.0ヶ月(対話集会なし)】



●各案件の審議実績

小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園

審議：平成18年1月20日～平成18年12月5日 約10.5ヶ月

内訳：委員会5回(定数不足による意見交換含む)、対話集会1回、調整作業会2回

グライダー練習場

審議：平成19年2月1日～平成19年12月20日 約10.5ヶ月

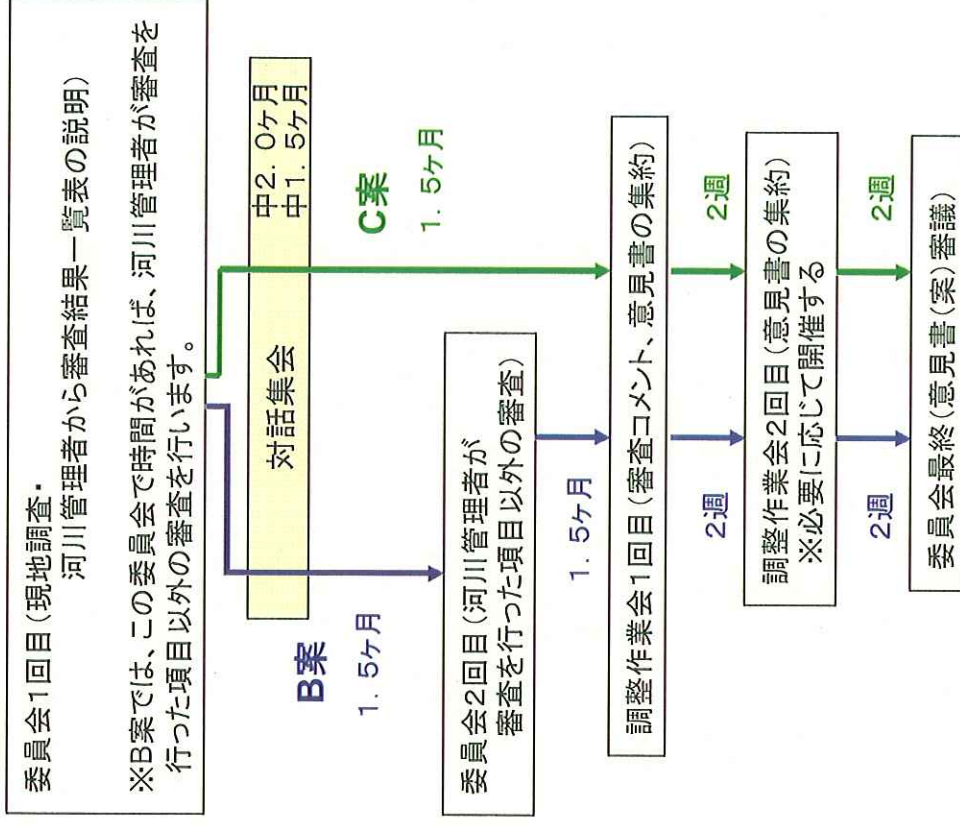
内訳：委員会5回、対話集会2回、調整作業会2回、類似滑空場調査1回

野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園

審議：平成19年12月6日～平成20年3月17日 約3.5ヶ月

内訳：委員会5回、調整作業会1回

ガイドライン制定後審議(B案とC案の比較)



B案 所要期間 最短3.5ヶ月(委員会3回、調整作業会1回)  
最長4.0ヶ月(委員会3回、調整作業会2回)

C案 所要期間 最短2.0ヶ月(委員会2回、調整作業会1回)  
最長2.5ヶ月(委員会2回、調整作業会2回)

※対話集会を行う場合は、準備に2ヶ月、整理に1.5ヶ月  
がかかりますが、委員会数や作業会数は変わりません。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員任期の延長について

委員の任期は、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)規約第5条第1項において、2年とされており、平成20年11月6日を以て任期が満了することとなるが、現在規約第3条第1項第1号に関する重要な審議を行っていることを鑑みて、規約第5条第1項に関わらず、現在の委員の任期を平成21年3月31日まで延長することを確認する。

平成20年10月 日  
第22回河川保全利用委員会

